

浦添市都市公園の管理運営に関する年度協定書（案）

浦添市長（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、都市公園等の管理及び運営に関する業務の実施について、締結した浦添市都市公園の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定という」）に基づき、当該事業年度における協定を締結する。

（趣旨）

第1条 年度協定は、浦添市都市公園条例（平成17年浦添市条例第31号。以下「公園条例」という）第16条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う都市公園の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理運営業務）

第2条 甲は、公園条例第17条の規定に基づき、次に掲げる管理運営業務を乙に行わせる。

- (1) 事業計画書の作成及び提出
- (2) 公園条例第2条第1項及び第2項に規定する行為の許可に関する業務
- (3) 公園条例第5条第1項及び第2項に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (4) 公園条例第13条第1項及び第2項に規定する許可処分に関する業務
- (5) 公園条例第15条第6号に規定する届けの受理に関する業務
- (6) 公園条例第21条に規定する利用料金の収受、減免及び返還に関する業務
- (7) 施設の管理に関する業務

管理に関する業務の詳細は、別記「管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

- (8) 公園愛護会等の地域住民ボランティアの普及及び育成に関する業務
 - (9) 公募時に企画した事業（企画事業）に関する業務
 - (10) 公園条例第23条に規定する事業報告書の作成及び提出
 - (11) 後任指定管理者への引き継ぎ
 - (12) その他、施設の管理運営上必要な業務
- 2 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前項に記載する管理運営業務の範囲等の変更を求めることができる。
- 3 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 4 管理運営業務の範囲等の変更及びそれに伴う管理運営委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（期間）

第3条 この協定の期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（管理運営委託料）

第4条 甲は、乙に前条に定める事業年度の事業に係る管理運営委託料として、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税〇〇,〇〇〇,〇〇〇円を含む）を支払うものとする。

- 2 前項の管理運営委託料は、次表に掲げるとおり、分割払いとし、乙からの請求により支払うものとする。なお、甲は請求があった日から14日以内に支払うものとする。

表 乙が請求する月と支払い管理運営委託料

項 目	第1期目	第2期目	第3期目	第4期目
請求する月	4月初旬	7月初旬	10月初旬	1月初旬
請求する額	〇〇千円以下	〇〇千円以下	〇〇千円以下	管理運営委託料の残額以下

（管理運営委託料の精算）

第5条 乙は、第4条の規定により支払を受けた管理運営委託料について、年度協定期間終了後2ヶ月以内に基本協定第17条第2項第4号による収支決算の結果、その要した費用が管理運営委託料の額に満たない場合において、その差額が対価の額の10%を超える部分は甲に返納するものとする。

- 2 基本協定第17条第2項第5号による収支決算の利益は、乙のものとする。

(施設の維持補修等)

第6条 基本協定書内リスク分担表の施設・設備の損傷欄中の小規模なものとは、1件500,000円以内の修繕をいい、甲が払う対価の範囲内において、乙が行うものとする。

(年度協定の改定)

第7条 第2条の規定に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この年度協定を改定することができる。

(協議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(特約条項)

第9条 令和9年4月1日からこの契約が成立した時までの間に、乙が甲のために、甲の管理運営業務として行った行為は、この契約に基づき行った行為とみなすものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 浦添市長 松本 哲治

乙 _____

(JV構成) ※共同企業体の場合

代 表 者 住 所
商 号
氏 名

構 成 員 住 所
商 号
氏 名